

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明 様

福島第一原子力発電所の廃炉、原子力損害賠償の
完全実施及び復旧・復興への協力に関する要求書

令和 3 年 1 月 8 日

福島県双葉町長 伊澤 史朗

福島県双葉町議会議長 佐々木 清一

福島第一原子力発電所の廃炉、原子力損害賠償の 完全実施及び復旧・復興への協力に関する要求書

平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故から9年9ヵ月が経過した今もなお、双葉町は全町民が未だ先の見えない不安のなか、長期の避難生活を強いられている。このような状況の中、昨年3月4日に避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺をはじめとする特定復興再生拠点区域の一部の避難指示が解除され、令和4年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目標に掲げ、復旧・復興のさらなる加速化を進めている。

一方、過酷な事故を起こし、30～40年とも言われる廃炉作業が続く福島第一原子力発電所に加え、苦渋の決断の末、受け入れた中間貯蔵施設を抱えているという極めて厳しい状況であり、町の復旧・復興の実現に向けては課題が山積している。

町の復興を実現するためには、東京電力の廃炉作業が安全・安心かつ確実に実施される必要がある中において、基本的なルール自体が守られていないトラブルが散見していることに鑑み、町は令和元年8月に申入を行い、昨年1月にもトラブルの未然防止に努めるよう要求したにもかかわらず、改善されるどころかヒューマンエラーによるトラブルが発生している状況は誠に遺憾であり、改めて社員及び廃炉に携わる作業員への教育・指導の徹底を求める。

東京電力においては、町の復旧・復興の取組みに最大限協力するとともに、被災地域さらには福島県全体の復興のため、事故の原因者としての責務を果たす義務がある。

廃炉作業については、作業手順や基本動作の不徹底が原因とされるトラブルが発生している状況を重く受け止め、廃炉作業における品質、安全の維持・向上のための取組みを強化するとともに、燃料デブリの取り出しなど、廃炉作業はより一層複雑かつ困難さを増し、綿密な作業工程や確かな技術等が求められることから、東京電力においては、引き続き細心の注意を払うとともに、廃炉作業を安全かつ着実に進めることは町民帰還の大前提となることを肝に銘じ、町民の安心・安全の確保を最優先に、迅速かつ分かりやすい情報提供の徹底が必要である。

原子力損害賠償については、原発事故により甚大な被害を受けている双葉町民に対する様々な賠償に関して、今もなお全町民が避難生活を強いられているという町の特殊な事情を十分認識し、一律の基準によらず被害実態に即した賠償を確実に行うよう再三にわたり求めているが、その求めに真摯に応じているとは言い難いため、東京電力においては、国としっかりと協議し、改めて加害者としての責任を全うすべきである。

以上を踏まえ、改めて、特に下記の事項について、その実施を強く求める。

記

1. 福島第一原子力発電所の廃炉関連

(1) 早期かつ着実な廃炉の実施について

双葉町民をはじめとする周辺住民が安心して暮らせるよう、中長期ロードマップを踏まえ、廃炉作業の安全かつ着実な実施に引き続き取り組むとともに、廃炉作業に従事する作業員の健康管理、安全に対する教育・訓練の充実はもとより、技術者の世代交代が進むことを見据え、計画的かつ安定的な要員確保及び技術・技能の維持向上等の徹底を図り、長期にわたる廃炉作業が円滑に進むよう取り組むこと。

(2) 廃炉作業における安全対策及び品質確保の徹底について

作業手順を遵守せずに操作したことによる2号機使用済燃料プール一次系ポンプの停止、本人になりすましホールボディカウンターを受検するという放射線管理上重大な問題が発生するなど、作業員の廃炉作業への意識が低下していると言わざるを得ないトラブルが散見しており、基本的なルール自体が守られていない状況は誠に遺憾である。

貴社社員が手順書の遵守・基本動作を徹底することは勿論のこと、事故後の混乱の中、多くの仮設設備が設置され、未だに稼働し続けているものが見受けられることから、仮設設備であっても特に長期的に使用し続けている設備については、手順書の再確認や現状に見合った内容に作成しなおす等、不明瞭な記載の明確化を行うとともに、協力企業に対しても適切に指導・助言等を行い、廃炉作業における品質、安全の維持・向上のための取り組みをより一層強化するとともにこれまでのトラブル事象について、報告及び改善策を町に説明すること。

(3) 積極的かつ確実な情報の発信について

廃炉作業によるトラブルの未然防止に努め、被災地の復興や住民の帰還に支障をきたすことのないよう、積極的かつ確実な情報発信にとどまらず、わかりやすい広報に努めること。

(4) 放射性廃棄物の取り扱いについて

燃料デブリをはじめとする放射性廃棄物の取り扱いについては、町の復興の妨げとならないよう、安全かつ確実な保管・管理を徹底するとともに、発電所内で恒久的に保管することのないよう、処理・処分方法に関する目標工程を早期に示すこと。

2. 原子力損害賠償関係

(1) 唯一全町避難を継続している町民の被害実態に即した賠償の実施について

町及び町議会は、これまで再三にわたり、他の被災地域と比較したときの町の特殊な事情を十分認識し、事故を起こした原因者として被害者に寄り添った、迅速かつ確実な賠償を行うとともに、今後も長期避難の継続が見込まれる町民への生活再建支援を主体的に取り組むよう求め続けているが、東京電力にはその求めに対する真摯な姿勢が見受けられない。

特に、唯一全町避難が継続している町民の精神的苦痛や経済的損失は計り知れず、中間指針で示されている範囲を大きく超えている。また、昨年3月の一部先行避難指示解除は、住民の帰還が許されていない特殊な解除であり、10年あまり避難生活が続いていることにより、故郷に戻ることができない不安や絶望感の増大に加え、避難先での生活環境に適応できず生活が窮乏するなど、今後も継続する町民の避難生活を取り巻く状況は一層厳しさを増すことから、他自治体の避難指示解除とは大きく異なる町の特殊事情を十分に認識した上で、これまでの町及び町議会の要求事項を踏まえ、国と緊密な協議を重ね、事故を起こした原因者として早急かつ真摯に対応すること。

(2) 商工業者並びに農林業者に対する営業損害に係る賠償について

避難指示区域内の商工業者に対する営業損害について、将来分を含む一括賠償後の追加賠償が認められた事例が極めて少数といった報道等がなされており、東京電力は事故の原因者として被害者に真に向き合っているのか甚だ疑問である。

特に、双葉町は、他の被災地域と異なり、町民は今後も長期の避難を強いられた状態が継続し、事業再開の見通しが立たないなど、事業者が被っている損害は甚大である。東京電力は、事業者からの相談や請求に丁寧に対応し、被害の実態に見合った十分な賠償を迅速かつ確実に行うこと。

また、事故との因果関係は明らかであることから、商工業者並びに農林業者に対しては損害が発生している限りは賠償を継続するとともに請求手続きの簡素化など柔軟に対応し、被害者の負担を軽減すること。

(3) 町有財産（土地・建物）に係る損害賠償について

町が平成24年3月8日に提出した町有財産（土地・建物）に係る損害賠償請求については、昨年一部合意がなされたものの、復興を進める上で、町有財産の賠償問題への対応が重要になってくることから、東京電力においては、町の被害実態に見合った賠償を行い、個別事情による損害についても柔軟に対応すること。

(4) 消滅時効への対応について

福島第一原子力発電所の事故による被害者である全町民が賠償請求の機会を失うことがないように、先の新・総合特別事業計画に掲げた「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」及び「和解仲介案の尊重」という「3つの誓い」に基づき、引き続き、迅速かつ適切な賠償の実施とともに、賠償未請求者の掘り起こしや周知活動のほか、指針に明記されていない損害への幅広い対応並びに将来にわたり消滅時効を援用しないことを新しい総合特別事業計画に具体的に盛り込むなど明確に示し、損害がある限り最後まで賠償を行うこと。

3. 双葉町の復旧・復興に向けた取組への協力関係

(1) 中野地区復興産業拠点への企業立地と施設の活用について

双葉町の復興には、中野地区復興産業拠点に産業団地の核となる施設が必要である。同拠点が福島第一原子力発電所に近接した産業団地であるという優位な立地環境を踏まえ、廃炉技術の最前線基地として、技術者の世代交代を見据え、新々・総合特別事業計画において「東京電力が検討・設置する」とされている「技術者研修拠点」について、双葉町への立地を図ること。

さらには、町内に開所した「復興祈念公園」、「東日本大震災・原子力災害伝承館」及び福島復興本社が入居している「双葉町産業交流センター」を有効に活用し、廃炉についての分かりやすい広報活動を実現するためにも「廃炉資料館」とこれら施設等が連携した福島第一原子力発電所視察の実施に向けた検討を行うこと。

(2) 双葉町内への企業参入及び雇用の拡充について

双葉町が整備を進めている中野地区復興産業拠点は福島第一原子力発電所に近接しており、今後さらに迅速かつ正確な作業が求められる廃炉作業において優位な立地環境であることを踏まえ、技術者研修拠点以外にも双葉町内にグループ企業及び関連企業と連携し、同拠点への立地や町内での雇用の拡充を図るよう検討すること。また、地元企業においては、地元の利を生かした迅速な対応が出来ることから、廃炉作業等への参入など地元との連携など積極的な環境づくりに取り組むこと。

(3) 双葉町内における社員寮の再開・再整備等について

双葉町では、早期の帰還環境整備のため、J R 双葉駅周辺における交流拠点の形成に向けた取組みの更なる加速化を図りたいと考えている。双葉町内の賑わい再生に向け、グループ企業はもとより関連企業も含め双葉町の復興への協力を図り、町内の避難指示解除の際には率先して社員が町内に居住出来るよう新たな社員寮の整備と併せて、町内に存する社員寮については、再開・再整備にとどまらず新たな施設としての利活用に取り組むこと。